

事務連絡
令和6年5月29日

除草・植木班メンバー会員各位

除草・植木班 夏の働き方について

皆様方の猛暑への切実なご希望（令和5年8月アンケート）に対応するため、安全管理委員会及びリーダー会議で協議をし、安全確保の観点から7月～8月の期間を夏季警戒期間と定め、作業件数と作業時間を例年の半分程度に削減する取り組みを今年度からスタートいたしました。

さらに、強いご要望がありました暑さ対策としてのファン付き空調服の購入費用の助成についても、夏季特別配分金（7/1～8/31の作業については100円/単位が加算）という形で開始いたします。すべてのメンバーにファン付き空調服の着用をお願いします。まだ所有していない方は速やかに入手していただくようお願いいたします。未着用の会員へはパトロール等で着用依頼・警告をする予定です。

また、昨年実施したアンケートでは夏季の期間は「仕事をしたくない」という方も少なからずいらっしゃいました。そのような希望がある方は事務局に遠慮なくご相談ください。

安全管理委員会・リーダー会議決議事項

- ① 7月～8月を夏季警戒期間とする。
- ② 夏季警戒期間の受注件数を例年の40%程度とし、会員の就業時間の上限も月40時間程度とする。
- ③ 夏季警戒期間の就業は午前中のみとする。
- ④ 熱中症アラート発令日の作業中止。
- ⑤ ファン付空調服着用の義務化。

※ ③～④の項目については、弾力的な対応にならざるを得ないと思いますが、皆様の命を守る取り組みですのでご協力をお願いいたします。